

5. 参考資料

(1) 農業農村整備事業等の実施手続

1) 県営土地改良事業の調査及び計画

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続きについては、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

2) 土地改良事業等調査及び計画受託規則

昭和48年3月16日
宮城県規則第5号

改正 昭和48年3月16日宮城県規則第5号
昭和56年9月18日宮城県規則第60号
昭和63年3月30日宮城県規則第14号
平成元年3月27日宮城県規則第20号
平成7年3月31日宮城県規則第38号
平成8年3月29日宮城県規則第42号
平成12年3月31日宮城県規則第40号
平成14年3月29日宮城県規則第65号
平成15年1月24日宮城県規則第1号
平成16年3月31日宮城県規則第73号
平成20年4月1日宮城県規則第56号

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査事業の範囲等)

第2条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良

事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

- 1 かんがい排水事業
 - 2 経営体育成基盤整備事業
 - 3 農道整備事業
 - 4 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
 - 5 中山間地域総合整備事業
 - 6 農地防災事業
 - 7 地域用水環境整備事業
 - 8 その他知事が特に必要と認める事業
- 2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条及び第14条の2の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。
- 3 調査事業の期間は、原則として3年以内とする。

（委託の申込み）

第3条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の7月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（受託の決定等）

第4条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第2号により通知するものとする。

- 2 前項の審査においては、別に定める計画検討委員会の意見を聴くものとする。

（契約の締結）

第5条 知事と前条の通知を受けたもの（以下「委託者」という。）は、調査事業のうち当該年度に実施する事業（以下「年度事業」という。）の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書（様式第3号）により締結するものとする。

- 2 委託者は、委託料として当該年度の調査計画にかかる費用の2分の1に相当する額を負担しなければならない。
- 3 委託料は、県の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

（調査事業の変更）

第6条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書（様式第4号）により協議しなければならない。

（調査事業の廃止）

第7条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調

査及び計画委託廃止協議書（様式第5号）により協議しなければならない。

（書類の経由）

第8条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各1部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由しなければならない。

2 所長は、前項の書類の提出があったときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

（年度事業の実施及び報告）

第9条 所長に、第5条第1項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。

2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。

3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、知事に報告しなければならない。

4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第6号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第7号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

（調査事業の報告）

第10条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第七号により委託者に報告するものとする。

（雑 則）

第11条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

様式第1号（第3条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名 印

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第3条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 調査事業同意状況調書（別紙2）
- 3 市町村長の意見書（別紙3）
- 4 その他知事が必要と認める書類

（注）1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。

2 市町村の意見書は、調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

別紙1

土地改良事業計画書

地区名			市町村名			調査計画内容	調査計画項目	調査期間	調査量	調査費							
所在地			水系名							千円							
事業目的																	
受益面積	水田		畑	樹園地		山林原野		計									
	ha		ha	ha		ha		ha									
事業費	県営		団体営・その他		計		当事業費										
	千円		千円		千円		千円										
現況																	
計画																	
主要工事			関連事業				備考										

別紙2

調査事業同意状況調書

年　月　日現在

市町村名	大字名	集落名	有資格者数	同意者数	未同意者数	同意率	備考
計							

(注) 副本には同意書原簿の写し1部を添付し、県地方振興事務所で保管するものとする。

別紙3

市町村長の意見書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について（通知）

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあったこのことについて、下記のとおり受託する（しない）ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

(注) 受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

(以下「甲」という。)と宮城県 所長(以下
「乙」という。)は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき,
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり
り契約を締結する。

(年度事業の内容)

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

(年度事業の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

(年度事業費及び支払い方法)

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1ずつ負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により速やかに納入するものとする。

(契約の変更)

第4条 この契約の内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議して定める。

(その他)

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 印

乙 宮城県 所長 印

- (注) 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書きで下段に明記すること。

別紙

年度全体事業計画書

市町村名				事業名	事業			
地区名				委託申込月日	年月日			
調査期間	年度～年度			委託申込者				
全体調査費	千円(予定)			関係土地改良区				
年度割計画	全体			年度		年度		記事
	項目	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	事務費	%						
	計			計		計		

様式第4号（第6条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第6条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

（注）変更内容は、事業計画書（様式第1号の別紙1）に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号（第7条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、 下記のとおり廃止したいので、
土地改良事業等調査及び計画受託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

1 地区名	地区
2 施行地名	
3 年度事業費	千円
4 施行方法	
5 期間	自 年 月 日 至 年 月 日
6 結果	別紙のとおり
7 記事	

(注) 1 経過表（別紙1）及び位置図を添付すること。

2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表（別紙2）を添付すること。

別紙 1

経 過 表

調査受託	1委託申込年月日	年月日		5地区計画 検討委員会 審査状況		幹事会		検討委員会		
	2委託申込者				現地調査	年月日		年月日		
	3調査事業同意				第1回	年月日		年月日		
	4受託年月日	年月日			第2回	年月日		年月日		
					6地形図作成	作成年度	事業名	数量	金額	
調査計画	1期間	年度～年度								
	2全体調査計画費	千円		7その他						
	3調査計画年度割	全 体		年 度		年 度		年 度		
		項 目	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
		計		計		計		計		
4委託状況	委託名									
	業者名									
	契約年月日									
	期間									
	契約金額									

別紙2

個 別 表

事業名	事業				関係簿冊	事業計画書 事業計画概要書 事業計画参考資料 事業計画書添付図面					
地区名											
受託年月日	年 月 日										
事業費	百万円						事業名	地名	面積	事業費(進捗率%)	工期
主要工事	工種	数量	工種	数量	関連事業						
効果	総費用総便益比		千円 ----- 千円 =		留意事項他						
	効果の内訳	効果 効果 効果 効果 その他効果		千円 千円 千円 千円 千円							
関係団体	市町村名										
	改良区名										

様式第7号（第9条、第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について（報告）

年 月 日付け〔 第 号〕で申し込みがありましたのことについては、土地改良事業等調査及び計画受託規則第9条第4項（第10条）の規定により年度事業（調査事業受託）の結果（終了）を報告します。

記

1 地区名	地区
2 施行地名	
3 調査事業費	千円
4 施行方法	
5 期間	自 年 月 日 至 年 月 日
6 結果	別紙のとおり
7 記事	

（注）1 年度実績の報告については、調査事業費の欄に年度事業費を記入し、別紙資料として経過表（様式第6号の別紙1）、位置図を添付すること。

2 調査事業の報告については、注1の資料に個別表（様式第6号の別紙2）を添付すること。

3) 宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成23年6月29日農村第158号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

- (1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする。

3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。

4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。

5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。

6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

2 域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなければならない。

2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。

3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。

2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。

3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。

4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所長に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。

2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上、必要があると認めたときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。

3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適當と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあっては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。

2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。

3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適當ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする。

（県営事業の開始）

第11 県は、第7により県営事業の施行が適當であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。

2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない。

(1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあった場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。

(2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。

(3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。

4 予算補助事業に着手するときは、前項（2）及び（3）の規定を準用する。

（県営事業の計画の変更）

第12 県営事業の計画を変更するときは、法第87条の3の規定により県が変更後の事

業の計画（以下「変更計画」という。）を策定するものとする。

- 2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。
- 3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第87条の3の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

（県営事業の完了）

第13 県は、県営事業（予算補助事業を除く。）の工事を完了した場合には、法第113条の2第3項の規定により公告しなければならない。

（団体営事業の事業管理計画）

第14 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

（団体営事業の計画の策定と申請）

第15 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

（団体営事業の完了）

第16 団体営事業を行う者は、団体営事業（予算補助事業を除く。）の工事を完了した場合には、法第113条の2第1項の規定により、知事に届出をしなければならない。

（国営事業の事業管理計画）

第17 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

（国営事業の農林水産大臣との協議）

第18 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第87条の3第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

- 2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

- 3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

- 4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第87条の3第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

（地区計画検討委員会）

第19 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

- (1) 第3に規定する環境との調和への配慮
- (2) 第4に規定する事業管理計画の決定
- (3) 第8第2項に規定する受託の可否の決定
- (4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言
- (5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手
- (6) 第12第1項の事業計画の変更
- (7) 第14から第17の規定により準用される（2）及び（4）の事項
- (8) 法第86条第1項の規定に基づく適否の決定
- (9) 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び地域自主戦略交付金交付要綱に基づく機能保全計画策定の着手

（公共事業評価）

第20 県は、県営事業（第19第1項（9）の事業を除く。）について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

4) 宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成23年6月29日農村第158号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関する必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。

- 2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中にあって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。
- 3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。
- 4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。

- (1) 事業管理計画全般
 - イ) みやぎ農業農村整備基本計画
 - ロ) 市町村農業振興地域整備計画
 - ハ) その他関連する施策や事業
 - (2) 事業要望管理
 - イ) 市町村及び改良区等要望
 - ロ) 県管内の整備状況
 - (3) 事業計画管理
 - イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
 - ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
 - ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画
 - (4) 事業進捗管理
 - イ) 事業地区計画
 - ロ) 設定期工期における年次施工計画
- 2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農林水産部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

5) 宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制定	平成13年	2月	1日	農計第887号
改正	平成14年	1月	8日	農計第745号
	平成14年	4月	1日	農計第2号
	平成16年	4月	30日	農計第63号
	平成17年	4月	1日	農計第1号
	平成19年	6月	15日	農村第141号
	平成20年	4月	1日	農村第3号
	平成21年	10月	5日	農村第360号
	平成22年	4月	22日	農村第49号
	平成23年	6月	29日	農村第158号
	平成23年	11月	7日	農村第298号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。

2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のときに実施する。

- (1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（2），（7））
- (2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第19第1項（3），（7））
- (3) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（1），（4），（5），（8），（9））
- (4) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第19第1項（1），（6））
- (5) 上記のほか、農林水産部長が必要と認めるとき

2 前項のとき検討する項目は下記のとおりとし、その内容は別紙－1及び別紙－2に定める。

- (1) 必要性
- (2) 有効性
- (3) 効率性
- (4) 緊急性
- (5) 熟度

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。

3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。

4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。

5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

- 第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
 - 4 委員会は、実施要綱第19第1項(9)に関する検討を幹事会に委託する。
 - 5 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
 - 6 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

- 第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を行う。
- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
 - 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第19第1項(9)に関する検討を行う。

(幹事会の構成)

- 第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
 - 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
 - 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

(新規事業地区計画等策定時の事務手続き)

- 第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第19第1項(9)を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
 - 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書（実施要綱第19の第1項(9)を除く。）及び地区計画検討依頼（様式第2号）を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
 - 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
 - 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(変更事業地区計画策定時の事務手続き)

- 第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼（様式第4号）を提出するものとする。
- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
 - 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(検討結果の通知)

- 第10 委員長は、委員会における意見を速やかに農林水産部長に報告する。
- 2 農林水産部長は、前項において報告された結果を、地方振興事務所長を経由し、検討を依頼した者に速やかに通知(様式第6号)する。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか、農業農村整備事業地区計画検討に関する必要な事項は、農林水産部長が別に定める。
- 2 予算補助事業により新規採択等を希望する地区計画検討の依頼予定については、第8の規定に関わらず、平成24年度新規地区に限り、提出は不要とする。

別紙－1(第3関係・調査計画を受託するとき)

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	①地域整備構想は明確か。 ②社会経済情勢から見て必要か。 ③県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	①各種政策との連携が図られているか。 ②地域課題解決のための合理的手法か。 ③事業主体、実施時期は適切か。 ④環境との調和に配慮できるものか。		
3 効率性	①社会経済情勢から見て効果的か。 ②整備水準は適切か。 ③早期に事業効果が発現されるか。		
4 緊急性	①関連施策や関連事業等があるか。 ②いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
5 熟度	①受益者の同意状況。 ②地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
6 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙－2(第3関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名	事業名			地区名	関係市町村名	
関係土地改良地区名	受益面積(ha)	全体事業費(千円)	全体事業量	着工(年度)	完了(年度)	
前年度まで事業費(千円)	前年度まで事業量	前年度事業費(千円)	20年度要求額(千円)	20年度事業量		
	評点	1 2 3	4 5	配分	評点×配分点	
1. 必要性					20	
計画的な事業の推進	低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
町づくりへの支援	低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
農業の振興	低い				5	
水田農業の均衡ある発展	% 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
小計						
2. 有効性					20	
農村の振興	% 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
農家への支援	% 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
環境保全への配慮	低い	普通			5	
水田農業の推進	% 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
小計						
3. 効率性					15	
効果の早期発現	% 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
10a当たりの事業費	千円 高い	やや高い 普通	やや安い 安い		5	
横断的な事業の推進	% 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
小計						
4. 緊急性					10	
農業経営の緊急強化		普通			5	
事業の長期化	年 低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
小計						
5. 熟度					35	
受益者の意思	低い				20	
計画の熟度	低い	普通			5	
農地集積推進団体の有無及び活動状況	低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
各種協議の進捗	低い	やや低い 普通	やや高い 高い		5	
小計						
総合点						
コメント1<事務所>						
コメント2<市町村>						
コメント3<関係団体>						
コメント4						
コメント5<平成19年度の事業内容>						

(注) 事業箇所評価実施要領第2に基づき定める各事業別の「農業農村整備事業箇所評価表」を使用するもの。上表は経営体育成基盤整備事業の例である。

別表1（第3（3）,（4）関係）

1 土地改良法(以下「法」という。)第5条、法第48条、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項、法第85条の4第1項及び法第96条の2の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画（実施要綱第19第1項(9)を除く。）を定める場合。
2 法第87条の3又は法第96条の3の変更を行う場合又は予算補助事業等（実施要綱第19第1項(9)を除く。）の変更を行う場合。 ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。
（1）面積を変更する場合 ア 事業施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積の増又は減が10%以上となる場合。ただし、受益面積の増又は減が10haに満たない場合は、この限りでない。 イ 事業目的別面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が20%以上となる場合及びその位置が著しく変動する場合。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10%又は10haに満たない場合は、この限りでない。
（2）主要工事計画を変更する場合 平成18年9月25日農林水産省告示第1272号（土地改良施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更を行う場合
（3）事業費の変動 告示第三号及び第四号に規定されているものについての変更を行う場合

別表2（第5関係）

委員会の構成		
委員長	農林水産部次長	
副委員長	農林水産部次長（技術担当） 農林水産部次長（技術担当）	[農業振興等担当] [農村振興等担当]
委員	農林水産部技術参事 農産園芸環境課長	農林水産総務課長 農村振興課長
		農業振興課長 農村整備課長

別表3（第7関係）

幹事会の構成		
幹事長	技術副参事（事業管理計画担当）	
副幹事長	技術副参事（施設管理指導担当）	
幹事	農村振興課技術補佐（総括） 農村整備課技術補佐（総括） 技術補佐（農村交流対策担当）	技術補佐（農地集積指導担当）

様式第1号

番年月
号日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の予定について（提出）

新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、平成 年度に地区計画検討の依頼を予定する地区について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第2号

番年月
号日

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討について（依頼）

平成 年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地区計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第3号

番
年
月
号
日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）

平成 年度地区計画検討の依頼があった、下記の県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第4号

番
年
月
号
日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）

平成 年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について、検討願います

。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第5号

番
年
月
号
日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）

平成 年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第6号

番
年
月
号
日

検討依頼者 殿

農林水産部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）

平成 年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）について、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会 の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

（○○地方振興事務所（農業農村整備部扱い）経由）

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

様式第7号

番
年
月
号
日

農林水産部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討予定の変更について（提出）
平成 年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地区計画検討を予定する地区について、下記のとおり変更しますので提出します。
記

1 変更後の地区計画検討予定地区

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

(注) 変更前の記載事項見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料